

老人保健施設なんぐん館短期入所利用約款

令和2年4月1日

一般社団法人南宇和郡医師会

老人保健施設なんぐん館

## 老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護利用約款

### (約款の目的)

第1条 老人保健施設なんぐん館（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し本約款、別紙1、別紙2及び重要事項説明書（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額27万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は

反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供を超えると判断された場合。
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の対価として、「重要事項説明書」の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービス

の提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日前後に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の20日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

#### (記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を「身体拘束に関する説明書」に記載し、同意をいただくこととします。

#### (褥瘡対策等)

第9条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(衛生管理)

第 10 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行います。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第 11 条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙 2「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
  - ⑥ 介護老人保健施設サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表。  
なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第 12 条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 13 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第14条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

\*事業所以外に下記の機関の窓口があります。

愛南町高齢者支援課介護保険係

(TEL0895-72-7325 FAX0895-72-1215)

愛媛県国民健康保険団体連合会介護保険課

(TEL089-968-8700 FAX089-968-8717)

(賠償責任)

第15条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第16条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

### 1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）が作成されますが、その際、利用者・ご家族の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

#### (1) 療養室

個室、多床室（2人室、4人室）

\*個室の利用には、別途料金をいただきます。

#### (2) 食事

朝食 7時30分～ 8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

\*食事は原則として食堂でおとりいただきます。

#### (3) 入浴

週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

#### (4) 理美容

月1回、理美容サービスを実施します。

\*理美容サービスは、別途料金をいただきます。

### 4 他機関・施設との連携

#### (1) 協力医療機関への受診

当施設では、病院・診療所や歯科診療所に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### (2) 他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になったり、専門的な対応が必要になった場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6 要望及び苦情等の相談

当施設には、支援相談の専門員として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。(電話 0895-73-1021 守口法子)

要望や苦情などは、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、定期的に施設と家族の皆さんの、情報交換会として「家族会」を開催いたしますのでご利用下さい。

## 別紙2

### 個人情報の利用目的

老人保健施設なんぐん館では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

#### 1 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

##### (1) 当施設内部での利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - － 入退所等の管理
  - － 会計・経理
  - － 事故等の報告
  - － 当該利用者の介護・医療サービスの向上

##### (2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - － 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - － 利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - － 家族への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - － 保険事務の委託
  - － 審査支払機関へのレセプトの提出
  - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

#### 2 上記以外の利用目的

##### (1) 当施設の内部での利用に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - － 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - － 当施設において行われる学生の実習への協力
  - － 当施設において行われる事例研究

##### (2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - － 外部監査機関への情報提供

## 個人情報使用についての同意書

利用者と当施設の間で締結された老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 利用約款の第 11 条に基づき、「個人情報の利用目的」に記載された事由により、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を提供するうえで必要がある時は、利用者及びその家族等の個人情報を、関係機関に提示することに同意します。

令和 年 月 日

### 事業者

事業所名 老人保健施設なんぐん館  
所在地 愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥 703 番地 2

代表者 一般社団法人南宇和郡医師会  
会長 伊藤 孝徳

### 利用者

住 所

氏 名 印

### 身元引受人

住 所

氏 名 印

\*上記同意を証するため本書を 2 部作成し、双方 1 部ずつ保有するものとします。

老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護

(介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)を利用するにあたり、老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護) 利用約款及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解したうえで同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住 所

氏 名

印

〈身元引受人〉

住 所

氏 名

印

老人保健施設なんぐん館  
施設長 伊藤孝徳 殿

説明者 支援相談員

印

利用者氏名

様

**【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】**

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

**【本約款 12 条 3 項の緊急時及び第 13 条 3 項の事故発生時の連絡先】**

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

**【本約款第 12 条 3 項の緊急時及び第 13 条 3 項の事故発生時の連絡先】**

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

**【本約款第 12 条 3 項の緊急時及び第 13 条 3 項の事故発生時の連絡先】**

氏 名	(続柄 )
住 所	
電話番号	

## 老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護

### (介護予防短期入所療養介護) 重要事項説明書

(令和6年8月1日現在)

#### 1 施設の概要

##### (1) 施設の名称等

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| ① 施設名     | 老人保健施設なんぐん館             |
| ② 開設年月日   | 1998年(平成10年)6月1日        |
| ③ 所在地     | 愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥 703 番地 2 |
| ④ 電話番号    | 0895-73-1021            |
| ⑤ ファックス番号 | 0895-73-1116            |
| ⑥ 管理者     | 伊藤孝徳                    |
| ⑦介護保険指定番号 | 介護老人保健施設(3857780435号)   |

##### (2) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の概要

短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)は、要介護者(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	業 務 内 容
施設長（医師）	1名 （兼務）	施設の運営管理の統括、入所者等の疾病の治療、保健衛生管理及び職員の保健衛生に関する技術指導に従事します。
委員	適当数 （非常勤）	施設長を補佐し、入退所判定委員会及び運営委員会の委員を勤めます。
事務長	1名	施設長の指示に従い、施設の運営管理に従事するとともに、施設長の職務である関係機関及び地域社会等との連絡調整を補佐します。
事務職員	4名以上 （兼務1）	事務長を補佐し、施設に関する総務、会計、経理その他施設の運営に必要な事務に従事します。
看護職員	常勤換算 10名以上	医師の指示に従い、入所者等の診察の介助及び施設サービス計画に基づく看護、介護を行います。
介護職員	常勤換算 30名以上	施設サービス計画に基づく介護を行います。
支援相談員	3名以上 （兼務2）	入所者等に対する心身の状況に応じた相談、指導ならびに関係機関との連絡調整に従事します。
理学療法士	リハビリ 常勤換算 5名以上 （兼務あり）	基本動作訓練・集団体操等を通じて機能維持を図り日常生活の自立を支援します。
作業療法士		日常生活動作訓練・レクリエーション等を通じ、精神的ケアや日常生活支援に努めます。
言語聴覚士		言語・聴覚、摂食・嚥下の問題がある方に対し、専門的に対応し支援します。
管理栄養士	1名	利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。
介護支援専門員	2名以上 （兼務2）	介護計画の作成と介護の進行管理、評価を行います。
歯科衛生士	1名 （兼務）	利用者の口腔ケアマネジメントにより、歯科医師と連携し口腔衛生管理を行います。

(4) 定員100名（入所療養介護者含む）

居室の種類：個室、多床室（2人室4人室）

居室数：個室12室 / 多床室 2人室4室、4人室20室

(5) 通常の送迎の実施地域 南宇和郡愛南町

2 サービス内容

(1) 施設サービス計画の立案

(2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

(3) 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます）

朝食 7時30分～ 8時00分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 17時30分～18時30分

(4) 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。

入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の心身の状態に応じて清拭となる場合があります。）

(5) 医学的管理・看護

- (6) 介護（退所時の支援も行います。）
- (7) 機能訓練（リハビリテーション）
- (8) 相談援助サービス
- (9) 栄養状態の管理
- (10) 理美容サービス月 1 回、理美容サービスを実施し別途料金をいただきます。
- (11) 行政手続き代行
- (12) その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

\*ご利用の申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 3 利用料金

以下の（1）基本料金（介護給付）、（2）加算料金、（3）基本料金（介護予防給付）及び（4）加算料金については、利用者のご負担は、介護保険割合証に記載された負担割合の自己負担分です。

#### （1）基本料金（介護給付）

- ① 施設利用料は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。

（以下は、1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です。）

- ② 厚生労働省の定める在宅復帰支援機能要件を満たした点数により、施設類型（※）が変動し、それに応じて利用料金も変動します。

なお、「施設類型」変更時は、文書でお知らせいたします。

#### ※ 施設類型とは

平成30年度の介護報酬改定で、介護老人保健施設の施設類型が、「その他型」「基本型」「加算型」「在宅強化型」「超強化型」の5種類に区分されました。「在宅強化型」や「超強化型」は、厚生労働省が定める要件を満たした、在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた、介護老人保健施設のことです。

なんぐん館は「超強化型」と認定されています。

	超強化型
要介護1（従来型個室）	819円
要介護2（従来型個室）	893円
要介護3（従来型個室）	958円
要介護4（従来型個室）	1,017円
要介護5（従来型個室）	1,074円
要介護1（多床室）	902円
要介護2（多床室）	979円
要介護3（多床室）	1,044円
要介護4（多床室）	1,102円
要介護5（多床室）	1,161円

(2) 加算料金 (以下は、1割負担の場合の自己負担分です。)

加算項目	1割負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	22円 /日	事業所のサービス向上のため、必要な人員配置を図っている場合
夜勤職員配置加算	24円 /日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51円 /日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対する評価基準に基づいて算定
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数に7.5%を乗じた単位数
個別リハビリテーション実施加算	240円 /日	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して個別の計画書作成しリハビリテーションを行った場合
送迎加算	184円 /回	送迎を行った場合(片道につき)
緊急時治療管理	518円 /日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合、1月に3日を限度として算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 /日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難で緊急に短期入所療養介護の利用が適当と判断した場合、利用開始日から7日を限度として算定
重度療養管理加算	120円 /日	要介護4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者に対して計画的な医学的管理を継続かつ、療養上必要な処置を行った場合
緊急短期入所受入加算	90円 /日	緊急やむを得ない理由により、計画にない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合、利用開始日から7日限度で算定

(3) 基本料金(介護予防給付)

- ① 施設利用料は、要介護認定による要介護度によって利用料が異なります。  
(以下は、1割負担の場合の1日あたりの自己負担分です。)
- ② 厚生労働省の定める在宅復帰支援機能要件を満たした点数により、施設類型(※)が変動し、それに応じて利用料金も変動します。  
なお、「施設類型」変更時は、文書でお知らせいたします。

※ 施設類型とは

平成30年度の介護報酬改定で、介護老人保健施設の施設類型が、「その他型」「基本型」「加算型」「在宅強化型」「超強化型」の5種類に区分されました。「在宅強化型」や「超強化型」は、厚生労働省が定める要件を満たした、在宅復帰・在宅支援機能が高いと認められた、介護老人保健施設のことです。

なんぐん館は「超強化型」と認定されています。

	超強化型
要支援1(従来型個室)	632円
要支援2(従来型個室)	778円
要支援1(多床室)	672円
要支援2(多床室)	834円

(4) 加算料金 (以下は、1割負担の場合の自己負担分です。)

加算項目	1割負担額	備考
サービス提供体制強化加算 (I)	22円 /日	事業所のサービス向上のため、必要な人員配置を図っている場合
夜勤職員配置加算	24円 /日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51円 /日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対する評価基準に基づいて算定
介護職員等処遇改善加算 (I)		所定単位数に7.5%を乗じた単位数
個別リハビリテーション実施加算	240円 /日	医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して個別の計画書作成しリハビリテーションを行った場合
送迎加算	184円 /回	送迎を行った場合(片道につき)
緊急時治療管理	518円 /日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合、1月に3日を限度として算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 /日	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため在宅生活が困難で緊急に短期入所療養介護の利用が適当と判断した場合、利用開始日から7日を限度として算定

(5) その他の料金

① 滞在費(療養室の利用費)(1日あたり)

- ・従来型個室 1,728円
- ・多床室 437円

※居住費はR6.8より60円引き上げとなりました。なお、介護保険負担限度額の第1段階の方は引き上げはありません。

② 食費(1日) 1,490円

※食費は介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証に記載されている金額が上限となります。

食費1,490円の内訳 (朝食310円 昼食590円 夕食590円)

\*上記①「滞在費」及び②「食費」において、国が定める介護保険負担限度額(第1段階から3段階①、②まで)の利用者の自己負担額については、別途資料「国が定める利用者負担限度額段階(第1～3段階①、②)に該当する利用者等の負担額」をご覧ください。

③ 理美容代 / 実費

1,800円～2,500円程度。別紙入所のご案内をご覧ください。

④ 日常生活品費 / 1日 200円

石鹸 シャンプー ティッシュペーパー バスタオル おしぼり等の費用  
(施設の日用品を使用された方のみ頂きます)

⑤ 教養娯楽費 / 1日 150円

クラブやレクリエーション等で使用する折り紙、画用紙、風船、生花等の費用  
(参加された方のみ頂きます)

⑥ テレビ使用料 / 1日 50円

ご希望によりテレビを居室に持ち込まれた場合、使用料としてお支払い頂きます。

#### (6) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

お支払い方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの3方法があります。利用申込み時にお選び下さい。

#### 4 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

##### (1) 協力医療機関

- ・名称 愛媛県立南宇和病院
- ・住所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2433 番地-1

##### (2) 協力歯科医療機関

- ・名称 南宇和郡歯科医師会
- ・住所 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2227 番地-2

##### (3) 他施設の紹介

当施設での対応が困難で、専門的な対応が必要と判断した場合には、責任を持って他の機関を紹介しますので、ご安心下さい。

#### 5 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「老人保健施設なんぐん館短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 6 要望及び苦情等の相談

当施設には苦情相談の窓口を設置しています。

苦情・ご意見窓口

（苦情・ご意見窓口責任者 守口法子 電話 0895-73-1021）

ご要望やご意見又は苦情などあれば、苦情相談窓口（守口）、もしくは意見箱等にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。その他、定期的に施設と家族の皆さんの情報交換会として「家族会」を開催いたしますのでご利用下さい。

#### 7 施設利用にあたっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- (1) 面会
- (2) 外出・外泊
- (3) 私物の洗濯
- (4) 飲酒・喫煙
- (5) 火気の取り扱い
- (6) 設備・備品の利用
- (7) 所持品・備品等の持ち込み
- (8) 金銭・貴重品の管理

(9) 外泊時等の施設外での受診

(10) 宗教活動

(11) ペットの持ち込み

※以上に関しては別途資料「短期入所のご案内」をご覧ください。

8 非常災害対策

(1) 防災設備           スプリンクラー、消火器、消火栓、自家発電機等

(2) 防災訓練           年2回

9 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

10 当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求下さい。